

地独評委第 号
令和 6 年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 山口 瞬

意 見 書（案）

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第 56 条第 1 項において準用する法第 49 条第 1 項の規定に基づき令和 6 年 1 月 4 日付け医福第 664 号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給の基準の変更については、適当と認める。